

様式 4

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者  
住 所  
名 称  
代表者の氏名 ⑩

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

また、認定の申請において、下記の者に該当しないことを確認するため、千葉県からの調査に協力し、千葉県警察本部等に照会することについて承諾します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号。第 3 2 条の 3 第 7 項及び第 3 2 条の 1 1 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号)第 2 0 4 条、第 2 0 6 条、第 2 0 8 条、第 2 0 8 条の 2、第 2 2 2 条若しくは第 2 4 7 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 1 5 年法律第 6 0 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者